

## 公益社団法人日本金属学会 技術開発賞規程

### (規程の目的)

第1条 技術開発賞の事業の運用を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

### (賞の名称)

第2条 この賞の名称は、日本金属学会技術開発賞とする。  
2賞の名称を変更する場合には、理事会の決議を要する。

### (事業の目的)

第3条 この賞の事業は、金属工業に関する独創性に富む新技術・新製品の技術開発に優れた実績を収めた技術者に授賞することを目的とする。

### (費用と収益)

第4条 この賞の費用は、この法人の表彰・奨励事業収益で賄う。  
2前項で費用を賄えない場合は、この法人の公益目的事業共通収益で賄う。  
3前2項で費用を賄えない場合は、この法人の法人会計収益で賄う。  
4前3項で賄えない場合は、この賞の事業を縮小する。

### (会計)

第5条 この賞の事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。  
2前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び正味財産増減計算書に記載する。

### (事業の運営組織)

第6条 この賞の事業は、理事会の決議により、技術開発賞選考委員会を設置して、運営する。  
2委員会の委員長は各種賞検討委員会委員長がつとめる。  
3委員会の委員の構成及び委員の数並びに事業内容は、理事会で決議する。  
4委員は当該分野の専門家の中から選任する。  
5前項においてこの法人の会員以外も委員とすることができる。ただし委員長はこの法人の会員でなければならない。  
6この賞の応募者と特別な関係がある者は、委員になることができない。

### (委員会の業務の内容)

第7条 この賞に係る業務は次のものとする。  
(1)募集に係る業務  
(2)選考に係る業務  
(3)授賞に係る業務  
(4)結果の公表に係る業務

### (募集)

第8条 この賞の応募要領は、この法人の会報及びホームページに掲載する。  
2授賞候補者は日本金属学会会報「新技術・新製品」に掲載された記事の開発技術者とする。  
3授賞候補者は会員であることを要しない。  
4応募書類の具体的な記載内容は、別に定める。  
5内外の学会及び専門家の意見を参考にすることができる。

(選考)

第9条 この賞の選考は、第6条に定める委員会があたる。

- 2 選考の基準は、この賞の規則に定める。
- 3 選考結果は、委員会が理事会に答申する。
- 4 理事会で、受賞者を決定する。

(授賞)

第10条 この賞は、この法人の秋期講演大会時の機会に授賞する。

- 2 授賞は賞状と賞牌とする。
- 3 授賞内容を変更する場合は、理事会の決議を要する。
- 4 適当な候補者がいない場合は、その年度は授賞しない。
- 5 受賞者は、秋期講演大会の折に受賞記念講演を行う。

(結果の公表)

第11条 この賞の授賞の結果は、本会の会報及びホームページに掲載する。

- 2 掲載事項は、受賞者名、所属、受賞対象及び受賞理由とする。賞の規程などにより受賞理由が明白な場合には受賞理由を掲載しないことができる。
- 3 公表時期は、受賞者が授賞を承諾した後とする。

(事業の終了)

第12条 この事業を財政的に継続する目処がたたなくなつた場合又は事業を継続する意義がなくなつた場合その他これらに準じる事態が生じた場合には、理事会の決議により、この事業を終了することができる。

(委員会の関与)

第13条 この規程に疑義が生じた場合は、各種賞検討委員会で協議する。

(規程の改廃)

第14条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を要する。

(規則)

第15条 この規程の運用に必要な事項は、各種賞検討委員会の決議により、規則に定める。

附則

1. 平成 年 月 日 制定、施行
2. 平成 22 年 8 月 10 日 一部改訂(第 864 回理事会決議) 本会賞規程雛形に準拠、委員会の関与の条文の追加
3. 平成 22 年 12 月 6 日 一部改訂(第 866 回理事会決議) 授賞時の入会義務の削除
4. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
5. 平成 23 年 12 月 9 日 一部改訂(第 874 回理事会決議) 授賞の開催の条文の改訂
6. 平成 24 年 12 月 7 日 一部改訂(第 882 回理事会決議) 選考条文の改訂
7. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他